

# 赤十字ギャラリー利用規定

(方針) 地域の皆さんの作品発表の場および来院された方々および職員の心の癒しとなるような場所を提供する。

(利用場所)

第1条 石巻赤十字病院本棟2階南・西側廊下を赤十字ギャラリーと定める。

(利用対象者)

第2条 個人または各種団体とする。

(利用回数)

第3条 一人または一団体、年2回まで利用可能とする。

(利用期間)

第4条 展示期間は、原則として1か月以内とする。

(展示内容)

第5条 展示作品は、写真、絵画、書、パネルなどとし、陶器等のオブジェは展示不可とする。

(利用申請)

第6条 総務人事課広報サービス係に電話連絡のうえ、利用申込書に必要事項を記入し、展示物を写した資料とともに、利用日の2週間前までに提出する。

(利用許可)

第7条 利用申請があった場合、院内で協議の上、利用を許可する。申請結果については、総務人事課広報サービス係より申請者へ速やかに連絡する。ただし、申請が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- ①営利、政治、宗教活動などを目的とした作品
- ②公序良俗に反した作品
- ③病院長が不相当と認めた作品

(設置・撤去)

第8条 展示作品の設置・撤去作業については、平日に行い、利用者が主体となり作業を行う。また、設置・撤去に係わる費用は、全て利用者負担とする。

(利用料)

第9条 ギャラリーの利用に伴う料金は発生しない。

(禁止事項)

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は第三者に利用させてはならない。また、作品展示以外の広報や署名などの一切の活動をしてはならない。

(免責事項)

第11条 展示中の作品に、火災、地震、盗難その他の不慮の事故による損失、破損などが生じた場合、当院は責任の一切を負わない。

(広報)

第12条 利用にあたる広報は、以下の通りとする。

1. 新聞への記事掲載を希望する場合は、利用申込書にその旨を記載する。ただし、無料掲載欄のため、必ずしも掲載されるとは限らない。
2. 利用開始の1週間前に、病院ホームページ、病院公式 Facebook へ開催案内を掲載し、イベント終了後には速やかに削除する。

附 則

この規程は、令和4年1月21日から施行する。

申込日 令和 年 月 日

## 赤十字ギャラリー利用申込書

石巻赤十字病院長 様

私は、赤十字ギャラリー利用規定に同意のうえ、赤十字ギャラリーの利用について、以下のとおり申し込みます。

利用者名	団体名	連絡先	
	代表者 <span style="float: right;">⑩</span>		
住所	〒		
展示物の種類	写真 ・ 絵画 ・ タペストリー 書 ・ その他 ( )	展示物の数	点
希望する利用期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) ※設置・撤去日も含む		
展示名	例) ○○季節展、△△の世界		
展示内容・ アピールポイント			
持込予定品	ポスター・アンケート用紙 その他 ( )	メディアへの 掲載依頼 ※広報担当が地元メディアへ 展示案内をします	希望する ・ 希望しない
備考			

病院記入欄		
受付担当	利用の承認について	備考
	承認 ・ 不承認	